

## 「地域の支え合い活動応援講座」 隣隣サポーター養成！

住民が互いに助け合う新たな仕組みの住民主体サービスのボランティア「隣隣サポーター」の養成講座を開催します。日常生活にちょっとした手助けや交流があれば、元気に安心した暮らしを続けられる高齢者が増えています。そんな方を手助けする活動に役立つ知識を学び、そしていつまでも元気に暮らせる地域を目指して活動してみませんか？また、自分の生きがいや居場所を探している方は、地域で活躍してみませんか？受講無料！年齢不問！どなたでもお気軽にお申し込みください。

	開催日時	内容	会場・定員
基礎編①	1月26日(水) 午後1時～3時30分	・介護保険制度と総合事業 ・ボランティアの基礎 ・予防救急	・市役所1階 107多目的ホール ・定員20人
基礎編②	1月31日(月) 午後1時～3時40分	・高齢者の心身の特徴 ・認知症の理解	・市役所3階301会議室 ・定員20人
応用編 運転教習 (移動支援活動向け)	1月28日(金) 午後1時～5時15分	・高齢者送迎の知識 ・移動支援の運転に必要な知識と心構え ・運転時のリスクへの備えと対応 ・高齢者疑似体験 ・運転実技	・田村自動車教習所 ・定員10人
応用編 (生活支援・居場所 づくり活動向け)	2月7日(月) 午後1時～5時10分	・安全管理(感染・転倒予防) ・訪問時の接遇マナー ・信頼関係を築くコミュニケーション	・市役所1階 107多目的ホール ・定員20人

- 持ち物 筆記用具・飲み物・運転免許証(運転講習のみ)
- 申込期限 1月21日(金) ※運転講習の申し込みは、普段運転する車(軽自動車・マニュアル車等)をお伝えください。

### ◇隣隣サポーターとは？

誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、地域で困りごとを抱える高齢者のために「できる力」を活かして活動する住民ボランティアです。買い物やごみ出しなどの生活支援、地域の居場所づくり、通院や通いの場への移動支援などの活動を行っており、60代以上のサポーターが活躍しています。 ※サポーター活動前に、基礎編①②と希望する活動の応用編の修了が必要です。

市ホームページは  
こちら▼



☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

## オレンジカフェ(認知症カフェ)に遊びに来ませんか？

お子さまから高齢の方までどなたでも気軽に参加でき、認知症の方やご家族の悩みを共有し合える交流の場です。開催の有無は事前にお問い合わせください。

	ふれあいカフェ「ひまわり」	は～とカフェ	ふれあいカフェ「たんぽぽ」
開催日時	第1火曜日 13:30～15:30	第3日曜日 13:30～15:30	第1日曜日 10:00～12:00
会場	おおごえふるさと館 (大越町上大越字水神宮 62-1)	は～とらいふ船引 は～と交流館 (船引町東部台 6-46)	マルタカ (滝根町神保字梵天川 38)
参加費	100円	200円	200円(中学生以下無料)
問い合わせ	田村地域包括支援センター ☎68-3737	は～とらいふ船引 ☎73-8580	NPO法人サポートたむら ☎78-3112

☎田村市地域包括支援センター ☎68-3737 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

広告欄 Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

## 令和4年度第1次 「原子力被災12市町村農業者支援事業」募集

原子力被災12市町村(田村市)において、営農再開等を行うために必要な機械・パイプハウス等の導入を支援する事業が引き続き(7年度まで継続予定)実施されます。

- 対象者(事業実施主体) 営農再開や規模拡大、新規作物の導入などを行う農業者、農事組合法人等が対象です。

- 補助対象 以下の取組に必要な経費を助成します。
  - (1) 農作物の生産、流通、販売に必要な農業用機械などの導入
  - (2) 農作物の生産に必要な施設(パイプハウスや畜舎など)の整備
  - (3) (2)の施設の導入に必要な施設の撤去
  - (4) 果樹の新植・改植、花きなどの種苗の導入

※肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛などの導入は、「福島県営農再開支援事業」で対応します。

- 補助率 対象となる経費の3/4を補助します。補助の対象となる経費の上限は1,000万円です。市が特に認めた場合、経費の上限は3,000万円になります。果樹の新植・改植、花きなどの種苗の導入に対する補助金額には、上限があります。

- 申し込みなどの手続き・相談窓口 募集(申請)時期は、2月初めから末頃を予定しています。

- 問い合わせ先(まずはこちらへ)

福島県中農林事務所農業振興課 ☎024-935-1308 または 福島県中農林事務所田村農業普及所 ☎62-3113  
※申し込み手続きなどの詳細な相談は、問い合わせの内容により、改めて相談会の日時と場所などを調整し連絡します。相談内容によっては、相談回数が複数回になる場合があります。

## 田村市職員採用候補者試験(資格免許職保育士)のお知らせ

- 職種・採用人数 保育士…若干名
- 受験資格 平成4年4月2日以降に生まれた方で、次の要件をいずれも満たす方

- (1) 保育士の資格を有すること、または3月までに取得見込みであること
- (2) 幼稚園教諭普通免許状を有すること、または3月までに取得見込みであること

- 採用予定日 4年4月1日

### 【第1次試験】

#### ▶試験内容

①総合能力試験(SPI3) 「思考力/判断力」「新しい知識の吸収力」「コミュニケーション能力」「応用力」などの基礎となる能力および職務適性を計ります。

#### ②個別面接

▶試験日 1月23日(日)

### 【第2次試験】

▶試験内容 個別面接 ▶試験日 2月上旬

- 試験会場 田村市役所
- 申込期限 1月17日(月) ※郵送の場合は17日必着
- 申込方法 申込書に必要事項を記入し、総務課へお持ちいただくか郵送してください。

申込書は市のホームページからダウンロードできるほか、総務課または行政局で配布します。

試験方法など詳しくは、試験案内をご確認ください。

☎総務部 総務課 ☎81-2111

広告欄 Advertisement

## 子育て世帯生活支援給付金(ひとり親世帯以外)の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て支援世帯を支援するため、特別給付金として対象児童1人当たり一律5万円を支給しています。該当となる方で申請がお済みでない方は早めにお手続きをお願いします。

### ●支給対象者

- ①②のどちらか一方と③④のどちらか一方を満たす方
- ①3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者、または5月～4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方
- ②①に該当せず、16～18歳の対象児童を養育している方
- ③3年度住民税(均等割)が非課税の方
- ④3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※子育て世帯生活支援特別給付金の支給をすでに受けている場合、本給付金の支給は受けられません。

### ●対象児童

- ・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童
- ・20歳未満の心身に一定の障がいがある児童

●申請方法 こども未来課へ申請をしてください。 ※詳しい内容は、お問合せいただくか市ホームページをご確認ください。

- 申請受付期限 2月28日(月)

☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000